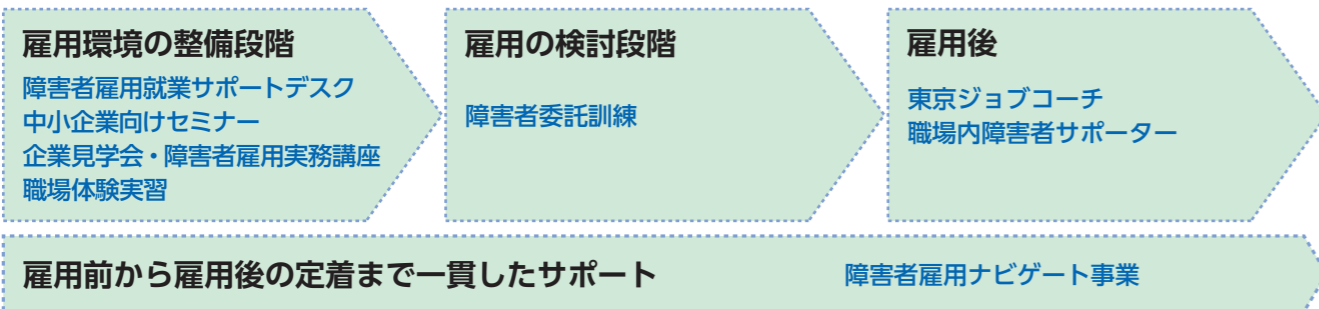


法定雇用率が引き上げられます ~東京しごと財団のサービスをご活用ください~

民間企業の障害者法定雇用率は、令和6年4月には2.5%に、令和8年7月には2.7%に引き上げられます。東京しごと財団は、障害のある社員を雇い入れるための環境の整備から雇用後の職場定着まで、企業の皆様をワンストップでサポートします。ぜひご活用ください！



どのサービスを利用すべきか迷っている企業の皆様、

まずは**障害者雇用就業サポートデスク**をご活用ください！

- 障害のある方の受入れの準備から雇用後職場定着を図っている皆様まで、幅広くご利用いただけます
- 企業の状況に応じて、東京しごと財団のサービスの案内や障害者就労支援機関、制度・助成金等の情報を提供します
- 専門家や社会保険労務士等による「障害者テレワークに関する専門相談」と「障害者雇用や障害年金に関する専門相談」を実施しています
- 障害理解、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます

サポートデスク飯田橋 仮移転のお知らせ

東京しごとセンターの改修工事に伴い、令和6年3月11日(月)から令和6年7月までニチレイ水道橋ビルに仮移転します！

【新住所】千代田区神田三崎町 3-3-23 ニチレイ水道橋ビル4階（下記の地図をご参照ください）

※ サポートデスク多摩の所在地は変わりません。

※ 移転期間を変更する場合がございます。詳細は財団ホームページやお電話等でご確認ください。

障害者雇用就業サポートデスク（飯田橋・多摩共通）

利用時間：平日9時～17時（土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

※ サポートデスク多摩は月・水・金曜日のみ運営

電話：03-5211-5462

ホームページ：https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/company/information_corner.html



（発行）（公財）東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課 企画普及係

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

TEL：03-5211-2681

HP <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

※令和6年3月11日(月)に移転いたしました

機関紙いんくるの向上のため、アンケートにご協力をお願いいたします！



【個人情報の取扱いについて】

公益財団法人東京しごと財団では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「厚生労働省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取扱いの詳細はホームページ又は窓口でご確認ください。



障害者と企業のための就業支援情報誌



年4回発行

2024.3

No.56

障害者就業支援事業

「いんくる」の名前について

インクルーシブ（包み込む、含んだ、共生）からとっており、一人ひとりの違いを認め、尊重し合い、皆が手を繋ぎひとつになるという意味を込めています。



©Artbility 井手 俊郎「わーい！気持ちいい」

※Artbilityとは、社会福祉法人 東京コロニーの障害者アート専門の芸術ライブラリーです。

障害者就業支援事業をご活用ください！

- 1 障害者委託訓練
- 2 法定雇用率が引き上げられます
~東京しごと財団のサービスをご活用ください~



サイようくん
(東京しごと財団広報リーダー)

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services



障害者委託訓練をご活用ください！

① 障害者委託訓練とは

障害者委託訓練とは、障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を短期間で身に付けることを目的とした多様な職業訓練のことです。東京しごと財団がハローワークと連携し、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等様々な機関に委託して実施しています。

② 訓練コース

コース名	概要	科目	訓練対象者 ※○すべてに該当する方					期間	申込方法
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
知識・技能習得訓練コース	就職に必要な基礎的な知識・技能の習得を図るコース	パソコン、オフィス作業、封入、軽食喫茶、清掃等	○	○	○			原則3ヶ月以内 (1ヶ月当たり標準100時間、下限80時間)	訓練の申込方法・募集状況は東京しごと財団ホームページ「受講生募集中コース公募一覧」をご覧ください！  
日本版デュアルシステム	就職に必要な基礎的な知識・技能の習得に加えて、職場実習を一体的に行うことで実践的な職業能力の習得を図るコース	パソコン基本操作・応用を利用した職場実習等	○	○	○			原則6ヶ月以内 (1ヶ月当たり標準100時間、下限80時間)	
e-ラーニングコース	インターネットを通じて在宅でIT技能の習得を図るコース	パソコン基本操作・応用、Web制作基礎等	○	○	○	○		原則3ヶ月から6ヶ月 (1ヶ月当たり標準100時間、下限80時間)	
実践能力習得訓練コース	企業等の実際の職場環境で実践的な職業能力の習得を図るコース	事務補助、飲食店舗における補助的業務、清掃等	○	○	○			原則3ヶ月以内 (1ヶ月当たり標準100時間、下限60時間)	
在職者訓練コース	雇用の継続と職域拡大を目的として必要な技能のスキルアップを図るコース	パソコン、Word・Excel 応用等		○			○	原則3ヶ月以内 (全体で12時間以上160時間以内)	

訓練対象者

- (1) ハローワークに求職申込みを行い、受講の推薦を受けた方
- (2) 身体・知的・精神・発達障害、高次脳機能障害、難病等のある方
- (3) 職業訓練を通じて就労しようという意思のある方
- (4) 都内在住で通所が困難な障害等のある方
- (5) 都内在住又は在勤者で勤務先の承認が得られ、雇用の継続が見込まれる方

③ 『実践能力習得訓練コース』修了式リポート

～令和5年12月26日に訓練機関の株式会社ピーエススマイルで開催された訓練修了式の様子をお届けします～

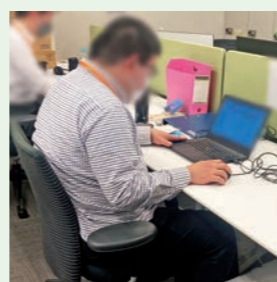
株式会社ピーエススマイルは、株式会社ピーエスシーの特例子会社で、令和3年度に「障害者雇用エクセレントカンパニー賞」（産業労働局長賞）*を受賞するなど障害者雇用に熱心に取り組む企業です。

訓練生のTさんは、発達障害があり、就労移行支援事業所に通所しています。名刺・ラベル作成、封入・封緘、伝票整理、コーヒーメーカー清掃等、実践的な事務補助業務を多岐に渡って訓練し、6時間×12日間の訓練期間を休みなく出席しました。

最終日、5時間の訓練を終えたあと、Tさん・支援機関の支援者・訓練機関の担当者2名と東京しごと財団コーディネーターで12日間の振り返りと修了式を実施しました。

コーディネーターが指揮を執り、訓練の志望動機から中間面談、訓練終了に至るまで訓練の軌跡をたどって振り返り、訓練機関の担当者からTさんへのアドバイスがありました。最後に修了証書が授与されました。

* 障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業を募集し、優良な企業を表彰する東京都の制度



▲パソコン訓練中の様子



▲修了証書授与の様子

訓練生(Tさん)から

実際の職場環境で訓練を受け、「随時質問すること」「時間を守ること」「手を止めてから挨拶すること」等、意識していなかった課題を把握することができました。また、課題を画面化してデスクに貼ることで、常に意識しながら取り組むことができました。

支援機関の支援者から

Tさんの様子について、訓練機関から毎日電話をいただきました。訓練を通しTさんの成長を感じました。Tさんの良さを伸ばし、訓練で明るみになった課題は振り返って今後に活かしたいです。

訓練機関(株式会社ピーエススマイル)の担当者から

実際に社員の仕事の一部を担ってもらった作業もありましたが、率先して着手してくれたので安心しました。伝えるべきことを伝えずにいれば、本人はずっと気が付くことができず、人間関係を円滑に築けないために周囲から人がいなくなってしまうかもしれません。そこで、この場でTさんへ「周囲を不快にさせないよう調和して働くためにはビジネスマナーを守ることが必要」と伝えました。

東京しごと財団コーディネーターから

訓練を通じて分かった「Tさんには課題の画面化が有効であること」を今後も活用すると良いと思います。また、当初の課題の1つであった「随時質問すること」からステップアップした「自分自身で判断して良いことと質問すべきことの見分け方」を身に着けるには、日々の積み重ねが大切です。

障害者委託訓練に関するお問い合わせ

電話：03-5211-2683

メールアドレス：itakukunren@shigotozaidan.or.jp

ホームページ：https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/trust_training/index.html

